

④ ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

	検査項目	検査事項	検査方法	判定基準	
(1)	ドレン チャー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	排水が正常に行われないこと。
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
(6)			給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(10)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる場所に設けていないこと。
(16)			感知の状況	(25)又は(26)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加圧試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。	適正な時間内に感知しないこと。
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(18)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(19)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(20)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(23)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(24)		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等(26)の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	目視により確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。
(26)		防火区画の形成の状況	建築基準法施行令第112条第9項の規定による区画を設けなければならない場合にあっては、当該区画のうち一以上を対象として、次のいずれかの方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	目視により確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。